

立証責任について申告済案件及び無申告案件	税務署に否認指摘の余地を与える行為	所得税又は法人税における経費否認の立証責任	消費税における経費否認の立証責任
申告書提出済案件	外注先が発行した100万円の領収書が存在し振込払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在するが現金払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在せず納税者が作成したメモのみで現金払いであった 社長妻のタイムカードが存在し、役員報酬100万円は振込 社長妻のタイムカードが存在せず、役員報酬100万円は振込	否認指摘の余地はほとんどなし 金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 存在及び金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負うと解される 否認指摘の余地はほとんどなし 存在に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う	否認指摘の余地はほとんどなし 金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 仕入税額控除の要件を満たさないことが法的に明らか 消費税不課税 消費税不課税
無申告案件/令和4年(2022年)分以前	外注先が発行した100万円の領収書が存在し振込払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在するが現金払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在せず納税者が作成したメモのみで現金払いであった	無申告税務調査時における経費主張について、否認指摘の余地はほとんどなし 無申告税務調査時における経費主張について、金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 納税者が立証責任を負うはずであるが、実質的に税務署が負っているという理不尽が存在した	無申告税務調査時における経費主張について、否認指摘の余地はほとんどなし 無申告税務調査時における経費主張について、金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 仕入税額控除の要件を満たさないことが法的に明らか
無申告案件/令和5年(2023年)分以後	外注先が発行した100万円の領収書が存在し振込払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在するが現金払いであった 外注先が発行した100万円の領収書が存在せず納税者が作成したメモのみで現金払いであった	無申告税務調査時における経費主張について、否認指摘の余地はほとんどなし 無申告税務調査時における経費主張について、金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 後出し簿外経費否認規定より原則的に認められず、例外的に認められるとされた	無申告税務調査時における経費主張について、否認指摘の余地はほとんどなし 無申告税務調査時における経費主張について、金額100万円に疑義があり経費否認するのであれば税務署が立証責任を負う 仕入税額控除の要件を満たさないことが法的に明らか